

第3 「共有持分を有する法人が共有持分の追加取得をした場合の耐用年数の適用について」通達関係

昭和54年5月7日付直法2 - 17「共有持分を有する法人が共有持分の追加取得をした場合の耐用年数の適用について」通達のうち「改正前」欄に掲げるものを「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(算式)</p> $  \begin{array}{l}  \text{共有持分の追加取得をした後における当該減価償却資産の取得価額} \\  \hline  \text{当該減価償却資産につき現に適用している耐用年数}  \end{array}  +  \begin{array}{l}  \text{追加取得をした共有持分の取得に要した金額} \\  \hline  \text{追加取得をした共有持分を別個の減価償却資産とみなして算定した耐用年数}  \end{array}  $ <p>(注)1 .....</p> <p>2 <u>算式の適用上、追加取得をした共有持分について耐用年数を算定する場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項第2号《中古資産の耐用年数の簡便法》の規定を準用することができる。</u></p>	<p>.....</p> <p>(算式)</p> $  \begin{array}{l}  \text{共有持分の追加取得をした後における当該減価償却資産の取得価額} \\  \hline  \text{当該減価償却資産につき現に適用している耐用年数}  \end{array}  +  \begin{array}{l}  \text{追加取得をした共有持分の取得に要した金額} \\  \hline  \text{追加取得をした共有持分を別個の減価償却資産とみなして見積もった残存耐用年数}  \end{array}  $ <p>(注)1 .....</p> <p>2 <u>算式の適用上、追加取得をした共有持分について残存耐用年数を見積もる場合には、耐用年数の適用等に関する取扱通達1 - 5 - 2《中古資産の耐用年数の見積りの簡便法》の取扱いを準用することができる。</u></p>